

決算特別委員長報告

令和7年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出第124号議案及び認定第1号議案から認定第6号議案の7件につきましては、決算審査の結果を令和8年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。

以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、令和6年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は5,139億円余、歳出総額は4,941億円余であり、前年度に比べて歳入は2.5%、歳出は1.6%減少しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は137億円余の歳入超過であります。

証紙特別会計など13の特別会計を合算した歳入総額は2,248億円余、歳出総額は2,157億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は0.7%、歳出は0.6%増加し、実質収支額は89億円余の歳入超過であります。

令和6年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、普通会計における財政調整のための基金の残高は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金と併せて256億円余であり、令和5年度末から23億円余増加しております。

また、国土強靭化のための県債を除いた通常県債残高は、5,159億円余であり、令和5年度末から62億円余減少しております。

これらは、令和元年に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できるものであります。しかしながら、エネルギー価格や物価高騰への対策、島根創生計画の取組と、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備、国土強靭化のための公共事業など、今後多くの財政負担が避けられないものと考えます。引き続き、財政の健全化・安定化に向けて、着実に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院について、総収益は208億1,900万円余であり、前年度に比べ0.7%の増となりました。総費用は224億5,200万円余であり、前年度に

比べ6.1%の増となりました。これらにより令和5年度に比べ11億5,700万円余収支が悪化し、純損失は16億3,200万円余となり、未処理欠損金は、14億7,500万円余となりました。

こころの医療センターについて、総収益は26億6,400万円余であり、前年度に比べ3.7%の増となりました。総費用は28億9,700万円余であり、前年度に比べ1.6%の増となりました。純損失は2億3,200万円余となり、令和6年度末の未処理欠損金は5億3,500万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は純利益15億7,400万円余、工業用水道事業は純損失2,200万円余、水道事業は純利益1億8,400万円余、宅地造成事業は、令和6年度に新たな分譲はなく、純損失6億5,700万円余となりました。また、電気事業会計において、令和6年度末の未処分利益剰余金は、15億7,400万円余となりました。

次に、土木部所管の事業会計についてであります。

流域下水道事業について、総収益は44億7,300万円余であり、前年度に比べ0.6%の減となりました。総費用は44億1,200万円余であり、前年度に比べ0.7%の減となり、6,000万円余の純利益がありました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、令和6年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び財務監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました、認定第3号議案、認定第5号議案及び認定第6号議案については、全会一致により、第124号議案、認定第1号議案、認定第2号議案及び認定第4号議案については、賛成多数により、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

はじめに、不登校対策推進事業についてであります。

県では、いじめの問題や不登校に対処するため、市町村が運営する「教育支援センター」への支援などが行われているところです。

不登校児童生徒の学びの場の一つであるフリースクールは運営費の確保等も厳し

く、運営をボランティアに頼るところも多いことから、フリースクールへの支援について、連絡協議会等でしっかりと前向きな議論をしてほしいとの意見がありました。

次に、産業振興や中小企業支援についてであります。

県では、効率的・効果的な支援がされるよう、事業によっては企業支援に関する事務を外部団体や民間企業に委託するケースがありますが、こうした場合には、できるだけ少ないコストで、できるだけ大きい効果を発揮されるよう進めてほしいとの意見がありました。

次に、病院局についてであります。

県立病院では、日頃より経営改善に取り組まれていますが、諸経費の増加などの影響により、大幅な損失を計上することとなりました。

病院のダウンサイ징や、収益の上がる診療科への人員のシフトなど、県立病院として必要な設備投資ができるよう一層の経営改善を進めることが必要との意見がありました。また、診療報酬の引上げを国に対して強く求めるとともに、島根県の医療の最後のとりでとして、その役割をしっかりと果たしてほしいとの意見がありました。さらに、県立病院の利用促進のためPR方法の検討を求める意見がありました。

次に、企業局の電気事業会計についてであります。

企業局では、水力、風力、太陽光発電の3事業を行い、再生可能エネルギーを利用した電気の安定供給に取り組まれているところです。

FIT制度の適用等により生じた利益剰余金の処分にあたり、江津地域拠点工業団地の分譲単価抑制にも活用していきたい旨の説明に対して、物価高騰に苦しむ県民生活の実態を見れば、企業局の水道用水供給事業における水道料金の価格抑制への活用を優先すべきであるとの意見がありました。

また、内部統制について、NHK受信契約の未締結や、旅券手数料の誤徴収、国庫補助金の申請事務の不適切な処理、県営住宅家賃の過大徴収等が存在したことから有効に運用されていないと判断されたところであります。内部統制制度の実効性のある運用と、会計事務の適正な執行に努められるよう求めます。

以上、申し述べました委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和8年度の予算に反映されるよう要請いたします。

終わりに、執行部におかれましては、島根創生の着実な推進に向けて、一丸となって取り組まれることを期待いたしまして、決算特別委員長報告といたします。